

いじめ防止研修資料

～子供たちの笑顔が輝くために～

いじめは依然として深刻な社会問題であり、多くの学校で発生しています。また、いじめを起因として体調を崩したり、学校を休んだりする子供も多くいます。

いじめが起きると被害者だけでなく、加害者や周囲の子供にも深刻な影響を与えます。また、いじめに関わる対応に追われて心身共に疲弊している教員もいます。練馬区内の学校においても、いじめ事案が複雑化・長期化し、重大事態に発展した事案も増加しています。

そのため本資料は、いじめを未然に防ぐこと、いじめ発生により苦しむ子供を救うこと、いじめに係る対応を教員が適切に行うことを目的に、令和3年4月に作成しました。作成から4年が経過したため、今回、内容の更新を行いました。各学校においては本資料を活用し、いじめに関する研修の充実を図っていただき、誰もが楽しい学校生活を送れるようにお願いします。

右の二次元コードから、
昨年度の資料を閲覧すること
ができます。

※なお、練馬区のGoogle
アカウントからのみ閲覧可能です。



＜練馬区の基本姿勢＞

○いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。

○いじめは、どの児童生徒にも、どの学校（園）においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

「令和6年度練馬区いじめ問題対策方針」より

＜いじめの定義＞

※いじめ防止対策推進法第2条第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ重大事態の定義＞

※いじめ防止対策推進法第28条第1項

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

校内研修等における本資料の扱い

【1～6ページ】「具体的ないじめの事例」および「対応の視点」

事例を熟読し、不適切な対応等にマーキングするなどした上で、改善策を話し合ひましょう。また、事例に対する対応の視点を参考とし、適切な対応について話し合ひましょう。

【7～12ページ】「未然防止」「早期発見」「早期対応」の対応について

「未然防止」「早期発見」「早期対応」について、区内学校の取組を参考にしながら自校で取り組めること等を話し合ひましょう。

【13ページ】「いじめ防止のチェックシート」

いじめを未然防止・早期発見できるように、校内および家庭においてご活用ください。

【参考資料1ページ以降】

- ・練馬区いじめ対応フローチャート
- ・練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート
- ・いじめ重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト（練馬区版）

事例1

悪気はなかったのに、いじめと捉えられた場合

小学校2年生を担任しているA教諭は、児童Bから次の相談を受けた。「Cにいじめられている。算数の時間に、Cがしつこく話しかけてくる。やめてと言ってもやめてくれない。」A教諭はBに対して、Cに確認すると伝えた。

後日、A教諭はCにBの訴えを伝えたところ、Cは次のように述べた。「算数の問題を解くときに、Bが困っていたので教えただけである。悪気はない。」A教諭は、Cが好意でBに話しかけていたと判断し、そのようにBに伝えると述べた。

A教諭がCの主張をBに伝えたところ、Bは「私は困っていたわけではない。問題の解き方を考えていたのに、Cが話しかけてくるから集中できない。」と述べた。A教諭は、Bの主張を踏まえて席替えをすることにした。ただし、Cに対しては特段の指導を行わないこととした。

後日、A教諭はC保護者から電話連絡を受け、「Cは好意でBに声をかけたのに、A先生はBの主張だけを取り上げ、BとCの距離を開けた。Cへのフォローもない。Cは大変傷ついている。」と訴えられた。



対応の視点

- ◆被害を訴える児童への対応（話の聞き方や助言はどのようにしたら適切か）
- ◆加害を訴えられた児童への対応（共感するところと指導するところは、どこか）
- ◆被害児童および加害児童の特性の理解（それぞれの発達特性を理解しているか、それに応じた指導はどのようにしたらよいか）
- ◆保護者への説明（対応に苦慮する保護者だった場合、誰がどのように伝えるのが適切か）

小学校4年生の児童Dは、E、FおよびGに自分の名前や体型をからかわれたり、替え歌を歌われたりすることに悩み、D保護者に相談した。D保護者は事実確認のため、学校の承諾を得ず、DにICレコーダーを持たせて登校させ、E、FおよびGの発言や替え歌を録音した。

翌日、D保護者は、ICレコーダーを持参して来校し、副校長および担任に録音した内容を聞かせ、今後の学校の対応について次のように相談した。「Dは、E、FおよびGにいじめられて悩んでいる。このままだとDは不登校になってしまう。」「E、FおよびGとその保護者に録音した内容を聞かせたい。」「学校は臨時保護者会を開いて、E、FおよびGのいじめを公表してほしい。」「E、FおよびGを出席停止か別室指導にして、Dと離してほしい。」

副校長および担任は、検討させてほしいとD保護者に伝えた後に、校長に報告した。報告を受けた校長は、スクールロイヤーに相談して、次の助言を得た。



「保護者がICレコーダーを持たせることを、学校が拒否することはできない。」

「録音した内容の扱いや校内でのICレコーダーの扱いについて、保護者とよく協議する必要がある。」

校長は、担任およびいじめ対策委員会のメンバーに、Dおよび学級児童の生活アンケートを調べるよう指示した。その結果、Dのアンケートには何も記載がなかったが、数名の児童がE、FおよびGの行為を記載していた。

- ◆児童の電子機器の持ち込み（区および学校ではどのようなルールになっているか、それを教職員が共通理解しているか）
- ◆児童および保護者の被害報告に対する正確な事実確認（「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「誰に対して」「どうやって」確認したか）
- ◆保護者の過剰な要求に対する学校の対応（法律等の根拠に基づいているか、それを教職員が共通理解しているか）



小学校5年生を担当しているH教諭は、児童Iの保護者から「Iが、JおよびKから、にらまれたり、避けられたりするなどのいじめを受けている。」という相談を受けた。H教諭はいじめ対策委員会で協議した結果を踏まえ、翌日に「本件はいじめの疑いがあるので、JおよびKに事実確認をした上で、JおよびKを指導します。」とI保護者に伝え、翌日JおよびKに確認した。ところがJおよびKがその行為を否定したため、H教諭は「きみたちがしていないと聞いていても、Iはいじめを受けていると感じている。今後Iとの関わり方に、注意するように。」とJおよびKに伝えた。

その日の放課後、JおよびK保護者が来校し、「JおよびKはIのことをにらんでいないし、避けてもいない。これはいじめではない。」とH教諭および学年主任に訴えた。H教諭は、JおよびK保護者に「いじめとは言っていない。しかし、人が傷つく行為はいじめと捉えられかねないので、注意するよう伝えました。」と説明したところ、JおよびK保護者は「I保護者は色々な人に『Iは、JおよびKにいじめを受けた』『H先生もいじめと認めた』と言いつらしている。普通に生活していただけなのに、相手の捉え方でいじめの加害者にされてはたまらない。訂正してほしい。」と言われた。

後日、H教諭はI保護者に「Iの訴えを確認できなかったが、引き続きIとJおよびKの関わりを注視していきます。」と伝えたところ、I保護者は「H先生はいじめと認めたのに、発言を覆すのか。」と訴えた。

- ◆いじめの定義の理解（法におけるいじめの定義を、全教職員が知っているか）
- ◆初期対応および正確な事実確認（いじめの疑いの時点で、被害児童および保護者にどのように対応するのがよいか、客観的な事実確認のためには、どのような対応が必要か）
- ◆被害を特定できなかった場合の対応（特定した内容の報告以外に、被害児童および保護者が納得する対応や説明はあるか、そもそも被害児童および保護者の要望が何かを把握しているか）

中学校1年生の生徒Lは、これまで未経験だった運動に挑戦したいと思い、バスケットボール部に入部した。Lは、他の生徒と比べると技術的には劣るものの、日々の練習に一生懸命取り組み、徐々に上達していった。

6月に行った生活アンケートにおいて、Lは自由記述欄に「部活動のことで悩んでいる。」と書いていたため、Lの担任であるM教諭は、バスケットボール部顧問のN教諭に報告し、N教諭と共にLと面談を行うことにした。

MおよびN教諭が、面談でLに聞き取りをしたところ、Lは部活動の練習中にミスをする、先輩や同級生から「下手くそ。」「やめろ。」と暴言を吐かれたり、試合形式の練習の際に同じチームになると、周りが嫌な顔をしたりすると述べた。後日、N教諭はバスケットボール部でミーティングを開き、部活動の意義や仲間との関わり方について話をし、最後に「技術が劣るからといって、同じ部活動のメンバーが傷つく言動は控えよう。」と述べた。

数日後、M教諭はL保護者から「Lが、部活動をやめたい、学校にも行きたくない、と言っている。」という連絡を受けた。M教諭がL保護者に詳しく聞くと、L保護者は「バスケットボール部でのLへのいじめは収まっていない。N教諭がミーティングを開いてから、さらにいじめがひどくなった。」と述べた。



- ◆部活動における生徒間の人間関係の把握（部活動顧問は、部内の人間関係をどのように把握しているか、部活動顧問と学級担任は、どのように情報共有しているか）
- ◆リーダーの育成（リーダーの課題意識や主体的な参画意欲を向上させているか、生徒同士の情報共有および各部への統一した指導等の機会を設定しているか）
- ◆部活動における人権教育の推進（部活動中の顧問の言動は不適切ではないか、人権教育上適切でない生徒間の言動を適宜指導しているか）



中学校1年生の生徒Oのノートに落書きがされていた。O保護者は、担任のP教諭に「Oは学校に行くのが怖いと言っている。犯人を特定して、厳しく指導してほしい。」と伝えた。

翌日、P教諭は、Oから話を個別に聞いた上で、休み時間にさりげなく学級の生徒数名に話を聞いてみたが、何も手掛かりを得られなかった。放課後、P教諭が電話でO保護者に報告すると、O保護者は「Oは登校するのが怖いと言っている。何としても犯人を見つけ出して指導してほしい。」と述べた。

翌日、P教諭は、自らの判断で学級の全生徒から個別に聞き取りをしたり、匿名のアンケート調査を行ったりしたが、新しい情報を得ることはできなかった。

P教諭がO保護者から相談を受けた3日後、Oは欠席した。その日に、O保護者から副校長に電話があり、O保護者はこれまでのP教諭の対応について、不満を述べた。また、O保護者は、これまでの学校の対応および今後の対応について文書回答を要求するとともに、いじめを放置した結果、Oが登校できなくなったことについて、管理職からの謝罪文を求めた。



副校長はO保護者に、P教諭に確認をした上で、学校としての見解を回答すると述べた。O保護者からの連絡後、副校長はP教諭に話を聞き、学校として初めて事態を把握した。

- ◆生徒の人権に配慮した客観的事実の確認（客観的事実の確認はどのようなものがあるか、その取組は学級担任一人の判断ではなく、組織的に検討した結果であるか）
- ◆警察との連携（どの時点で警察に連絡するのが妥当か、警察と連携する際の窓口は決まっているか）
- ◆文書回答を求める保護者への対応（文書にて何を回答するのか明確になっているか、文書内容を学校だけでなく第三者に確認しているか、そもそも文書回答しなければならないか）



中学校2年生の生徒Qは、部活動の帰りに先輩数名から、変なポーズを取るよう強要された。Qは、恥ずかしいからと何度も断ったが、最終的に断り切れずにポーズを取ったところ、その場面をスマートフォンで撮影された。

翌日、Qが登校すると、同じ部活動に所属しているRが「なに、あのポーズ。Qっておもしろいね。」と言ってきた。驚いたQがRに詳しく聞くと、昨日の夜、部活動のSNSグループに、Qが変なポーズを取っている画像が送られたことが分かった。また、その画像はQのことを知らない生徒にまで拡散されたことも明らかになった。

その日、Qのところに、多くのクラスメートや先輩が「Qがそんな人とは思わなかった。」「またやってよ。」などと、言いに来た。そして、Qが帰宅してスマートフォンをチェックすると、知り合いだけでなく、知らない人からも、SNSでQをからかうコメントが届いていた。



Qは、スマートフォンの着信音が鳴るだけで恐怖を感じるようになり、Q保護者に相談した。Q保護者はすぐに学校に連絡して、担任のS教諭に報告した。S教諭は「SNSに関しては、家庭の問題である。Qのことは学校外で起きたことだし、学校が生徒のSNSの内容を確認するのは、難しい。警察に相談してはどうか。」とQ保護者に伝えた。

- ◆いじめの定義の理解（法におけるいじめの定義を、全教職員が知っているか）
- ◆保護者や警察との連携（保護者や警察と連携する際の窓口、何を尋ねたり述べたりするかが明確になっているか）
- ◆日常的な人権教育や情報モラル教育の推進（「人権教育プログラム」や「SNS練馬区ルール」「SNS学校ルール」の内容を把握した上で指導しているか、人権教育や情報モラル教育をどの時間に実施するか）

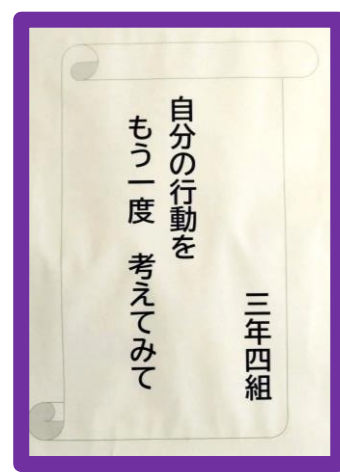
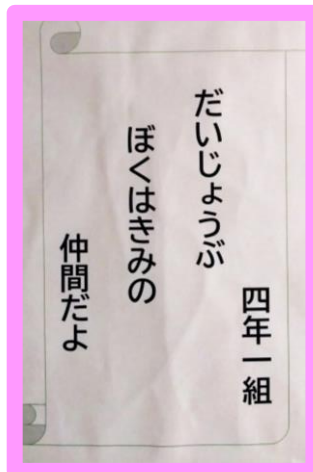


いじめの未然防止

区内学校の取組

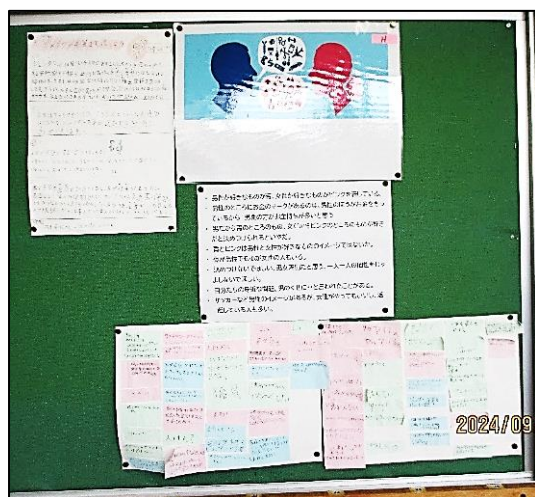
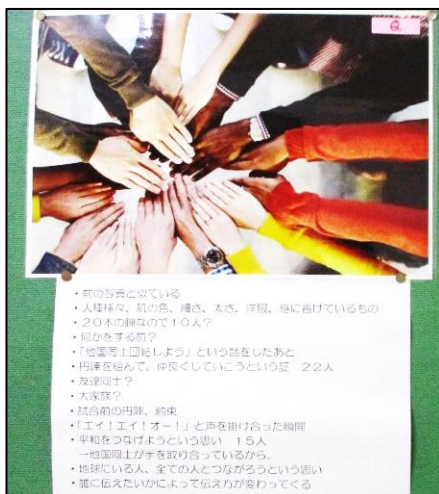
＜学級の標語や目標の活用＞

学級で標語や目標を子供と共に作ったり、選出したりして良く見えるところに掲示して、日ごろから意識できるようにする。



＜人権意識を高める取組＞

人権をテーマに子供同士で差別・偏見の問題点や考え方について、それぞれの意見を掲示し、人権についての関心や理解を高める。



＜校長講話による意識啓発＞

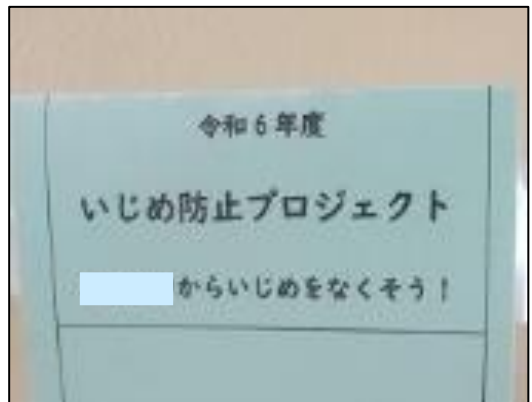
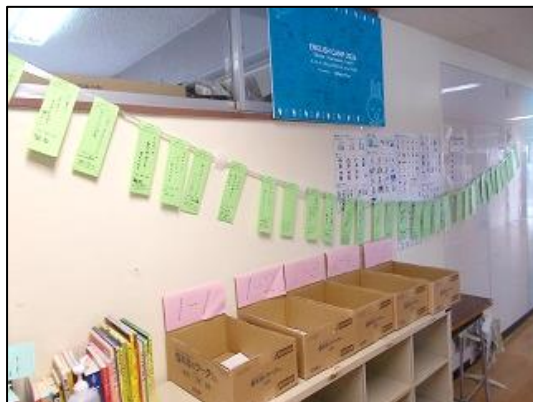
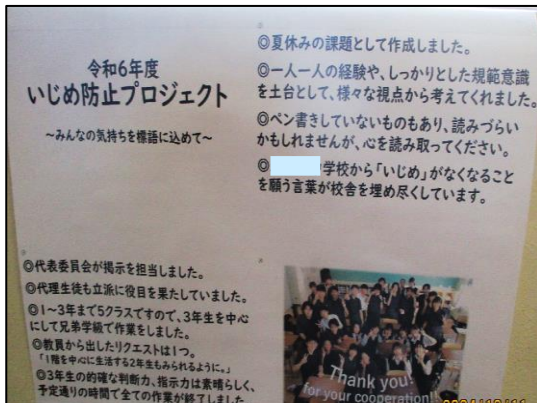
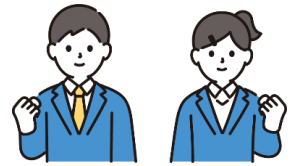
朝礼での校長講話の内容や校長室前の掲示板を活用することで、いじめ防止に関する意識を高める。また、ふれあい月間等の期間を設定して取組を促進する。



練馬区いじめ防止に係る作品

<区の間組を校内で活用>

いじめ防止標語やいじめ防止ポスターを全校で取り組み、校舎の様々な場所に期間を定めて掲示することで、いじめ防止に対して生徒に日常的に意識付けを行う。



<練馬区教育委員会が推奨する取組>

- ・児童生徒向け「練馬区いじめ防止に係る作品（ポスター系または標語系）」作り
- ・「いじめ等対応支援チームからの提言」の周知および地域との連携
- ・「SNS練馬区ルール」を活用したSNS学校ルール・家庭ルールをつくる



<東京都教育委員会の資料等による指導例>

- ・児童会、生徒会の活用（放送委員会の昼放送、図書委員会の本の読み聞かせ等いじめ防止に関連させる）
- ・「言われたらうれしい言葉」を共有し、校舎内全体に掲示する「心ぽかぽかプロジェクト」
- ・「GIGAワークブックとうきょう」を活用し、SNSの適切な使い方について話し合ったり、人間関係について理解を深めたりする。

区内学校の取組

事例を参考にして、自校の取組について振り返ってみましょう。

【学校相談体制の構築】

子供や保護者に、いつでも相談に応じられる体制が整っていることを伝える。担任だけでなく、管理職、養護教諭、スクールカウンセラーおよび心のふれあい相談員等、校内で相談できる窓口を複数伝え、相談につながりやすい。



【子供の変化への気付き】

子供の様子の小さな変化に気付くことができるよう、学校生活等を通して日常から子供との関わりを深めておく。子供の表情や過ごし方等について、気になる変化があった場合は、教職員で共通理解を図り、組織的に対応する。



＜区内学校の例＞

- ・休み時間の相談室の開放
- ・学校ホームページに相談室の取組を掲載

＜区内学校の例＞

- ・あいさつ運動や校内巡回による子供の観察
- ・休み時間の複数教員による見守り

＜自校の取組＞

＜自校の取組＞

【定期的な個人面談の実施】

学期に1回程度、学級担任による個人面談を休み時間や放課後等を実施する。子供に事前アンケートを行い、アンケートの内容に基づいて面談を実施したり、子供が自由に話をする場面を設定したりする。



【教職員での情報の引継ぎ】

子供の様子については、担任をはじめ、学年教員、学校生活支援員等が様々な場面で見ているはずである。定例の会議に加えて、適宜、短時間の学年会や臨時会議等を開催して、情報を共有する。



＜区内学校の例＞

- ・各学期始めに、学級担任が子供全員と個人面談の実施

＜区内学校の例＞

- ・管理職、担任、特別支援教育コーディネーターおよび学校生活支援員等による臨時会議の実施

＜自校の取組＞

＜自校の取組＞

<いじめに関する聞き取りのポイント>

1 複数の教職員で聞き取る

- ・ 複数で聞き取るにより、客観性を確保する。
- ・ 担任を中心に、子供が話しやすい教職員が対応する。
- ・ いじめを受けたつらさに耳を傾け、共感的に話を聞く。
- ・ 子供に威圧感を与えないように、役割分担を決めておく。



2 聞き取りの時間や場所に配慮する

- ・ 子供やその保護者の意向を確認した上で、時間や場所を設定する。
- ・ 聞き取りの対象が複数の場合は、教職員で分担を決め、個別に聞き取りを行うとともに、できるだけ同じタイミングで行う。
- ・ 全体として1時間以内で終わるようにする。
- ・ 長時間にわたる場合は、途中で打ち切るなどして、複数回に分けて行う。
- ・ 子供が自らの言葉で話ができるような質問を心がけ、教職員が主観で解釈したり評価したりしない。



3 組織で対応する

- ・ 担任の聞き取りが難しい場合は、スクールカウンセラーをはじめ、その子供と関係性の深い教職員が関わるなど、聞き取りの工夫をする。
- ・ 聞き取った内容が犯罪等に関わるおそれがある場合は、学校だけで対応するのではなく、関係機関に情報提供し、協力を依頼する。
- ・ 警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者に対して周知を行う。



4 誰でも同じように対応できるための記録を作成する

- ・ いじめの行為については、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「誰に対して」「どうやって」などの具体的な内容を整理しておく。
- ・ 対応の記録については、家庭への電話連絡やいじめ対応の会議を開催した日時など、いじめにかかる対応をすべて記載しておく。
- ・ いじめの重大事態調査となった際は、正確な記録が必要となる。その際、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、記入方法について教職員間であらかじめ共通理解をしておく必要がある。

いじめの早期対応

【学校いじめ対策委員会の開催】

いじめの事実が確認された場合には、学校内において早期に「いじめ対策委員会」を開催するなど組織的対応を行うことが求められており、法で定められている。

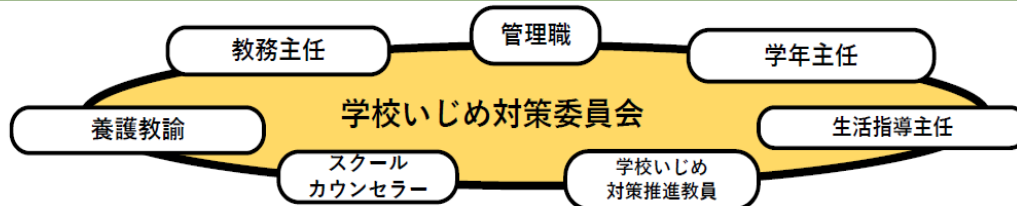
以下を参考にして委員会の充実を図ってください。

<学校いじめ対策委員会>

【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

全校において「学校いじめ対策委員会」の設置が義務付けられている



※事案に応じて、学級担任、部活動担当教員、SSW r等を加える。

【学校いじめ対策委員会】の主な役割等

- 情報収集・共有
- いじめの認知
- 対応方針の協議
- 対応教職員への指導・助言
- 記録の保管・引継ぎ
- 「学校いじめ防止基本方針」の改訂

定例会議：いじめやいじめの疑いのある事案について、現状や対応状況の確認を主として開催する。

臨時会議：校長が必要に応じて随時、招集できる委員で開催する。

留意点

- 開催時には必ず議事録を作成する。
- 委員全員が会議に参加できない場合には、記録した会議内容を共有する。
- 迅速な対応が必要な場合には、報告を受けた管理職が、委員会開催前に対応を指示する場合もある。

自校の学校いじめ対策委員会の取組について振り返ってみましょう。

【開催頻度・開催時期等】

【メンバー】

【記録の仕方】

【課題】

いじめの早期対応

【発見後の対応のポイント】

いじめの発見に伴い、早期対応が大変重要となる。早期対応でつまずくと、子供や保護者と信頼関係を築けず、その後の対応で苦慮するケースが多々ある。以下のポイントを踏まえて、早期対応を行う必要がある。

① 徹底的な事実確認（調査・聞き取りの実施）

- ・ 被害者、加害者、関係者、および教員等に対する調査（※被害→周囲→加害の順が望ましい）
- ・ 時系列に整理

② 加害側への指導

- ・ 行為についての指導
- ・ 反省の促進
- ・ 複数の教員で対応

③ 迅速な報告

- ・ 管理職、保護者に対する報告
- ・ 今後の見通しの報告
- ・ 正確な情報に基づいた報告
- ・ 対応策の共通理解

④ 継続指導・経過観察

- ・ 複数による子供の見守り
- ・ 定期的ないじめ対策委員会の開催
- ・ 該当保護者への定期的な報告
- ・ 今後の方針や改善策の検討
- ・ 記録の蓄積と共有

【SNSによるいじめへの対応】

誹謗中傷などが行われていることが確認された場合には、書き込みを行った子供に対して直ちに指導し、被害の子供の保護者と連携して内容の拡散防止と削除の徹底を図る。特に、集団によって行われることが確認できたときは、グループの全員に不適切な通信内容について指導するとともに被害の子供の精神的苦痛を理解させ、関係修復について話し合わせたり、助言したりする。



【関係機関等との連携】

＜学校サポートチーム（全区立学校に設置）の開催＞

不登校、いじめ、虐待等の事案が発生した際に開催する。サポートチームが関わることで、当事者を様々な相談機関につなげることができる。また、情報を共有することで広い視野をもてるようになり、実態に合わせた対応が可能になる。

スクールソーシャルワーカー

（SSWr）



学校サポートチーム

保護者代表



地域住民



児童相談所職員



警察職員



＜警察に相談または通報すべき案件＞

次の場合、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めることが大切である。

◆学校の内外で発生した児童・生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、またはその疑いのあるいじめ事案（いじめ重大事態が想定される事案）

◆被害児童生徒または保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案（以下の12案件）

【暴行】 【傷害】 【強制わいせつ】 【恐喝】 【窃盗】 【器物破損等】 【強要】 【脅迫】
【名誉棄損、侮辱】 【自殺関与】 【児童ポルノ提供等】 【私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）】

＜専門家等の活用＞

加害者への指導や保護者対応が困難な場合、警察やスクールロイヤー、スクールカウンセラー、SSWr、医師等の専門家の助言を受けたり、児童相談所等と連携を図ったりしながら、対応する。

いじめ発見のチェックシート



【校内編】

登校時	☐ 朝早く登校する。または、遅く登校する。 ☐ 一人で登校したり、友達と登校していても少し離れたりしている。 ☐ 自分からあいさつしようとしめない。または、友達からのあいさつや言葉かけがない。 ☐ 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立つ。
授業・学級活動等の時間	☐ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 ☐ 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 ☐ 成績が急に下がり始める。 ☐ グループ活動の際、一人だけ外れている。 ☐ ふざけた雰囲気の中で、係や委員、代表人物等には選ばれる。 ☐ 教職員が褒めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。 ☐ 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやり取りがあったりする。
休み時間	☐ 仲のよかったグループのメンバーと一緒にいないようにしている。 ☐ わざとらしくはしゃぐ。逆に、周りの様子を気にし、おどおどしている。 ☐ 教室や図書室等で、一人で過ごしている。 ☐ 一人で廊下や職員室付近をうろうろしたり、用がないのに職員室で過ごそうとしたりしている。 ☐ 教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたりする。 ☐ 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 ☐ 友達から不快に思う呼び方をされる。 ☐ 他の児童・生徒から避けられている。
下校時	☐ 下校が早い。または、用がないのにいつまでも学校に残っている。 ☐ 昇降口や校門付近でうろうろしている。 ☐ 靴や傘等を紛失する。
その他	☐ 給食時、机が離され、一人で食べている。 ☐ 清掃時、他の児童・生徒と離れて掃除や片付け等をしている。 ☐ 清掃時、椅子や机を運ばれなかったり、放置されたりしている。 ☐ 部活動を休むようになったり、急に辞めたいと言ったりする。 ☐ 集団活動や学校行事に参加することを渋る。 ☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、それを隠そうとする。

【家庭編】

保護者会資料や保健だより等で活用している学校があります。各学校でも工夫してみてください。

朝（登校前）	☐ なかなか起きてこない。布団からなかなか出てこない。 ☐ 体の不調を訴え、学校を休みたがる。 ☐ 食事を拒否したり、黙って食べたりする。
夕方（下校後）	☐ 携帯電話やスマホの着信音におびえる。 ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を要求したりする。 ☐ 親しい友達と遊ばなくなる。
夜	☐ 家族との会話が少なくなる。 ☐ ささいなことでイライラしたり、物に当たったりする。 ☐ スマホやパソコンをいつも気にする。 ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
夜間	☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなくなったりする日が続く。



練馬区いじめ対応フローチャート

練馬区教育委員会
教育振興部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下方針）に基づき、
いじめの疑いのある事案については全て以下のフローチャートに沿った対応を原則とし、組織的に早期対応
による解決を目指す。

令和 6 年 4 月 資料

1 情報の入手

情報を入手したら速やかに、被害の
子供の安全確保に努める。

教職員

<情報源>

- アンケート
- 被害児童生徒・保護者からの訴え
- 日常の観察
- 教育相談
- 周囲からの情報
- 等

2 情報の共有

学年主任

生活指導主任

管理職

教育指導課

※重大な事案については、第一報を行う。

3 対応の検討

<学校いじめ対策委員会>

◎法第 22 条に基づき、校長は、組織（学校いじめ対策委員会）を設置および招集・指揮する。定例での開催を原則とするが、必要に応じて校長の指示のもと随時開催する。また、開催時には、必ず議事録を作成する。

- (1) 入手した情報の報告・共通理解
- (2) いじめの認知
- (3) 調査方針・役割分担等の決定
- (4) 調査・聞き取りの実施
※被害→周囲→加害の順が望ましい
- (5) 情報集約・事実関係の把握
- (6) 保護者への連絡調整
- (7) 調査記録・対応記録の作成管理

【重大事態か否かの判断】

※教育指導課およびスクールロイヤーと協議する

※判断後の対応は「練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート」を参照

共有

教職員全体
(職員会議、回覧等)

報告

教育指導課
(電話、ふれあい調査等)

助言

法第 23 条第 2 項に基づき、報告する。

連携

警察

連携する際には、法第 23 条第 6 項および令和 5 年 3 月 2 日付け 4 練教教指第 3941 号区通知文を参照するとともに、原則教育指導課と協議する。

保護者

説明

法第 23 条 5 項に基づき、双方の保護者の理解を得られるよう丁寧な説明を行う。

4 組織的な指導・支援

関係児童生徒への指導・支援

継続指導・経過観察

解消

保護者

適宜
連絡

適宜
報告

教育指導課

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

①被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月継続していること。

②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが被害者およびその保護者との面談等により認められること。

※「学校いじめ対策委員会」が被害児童生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

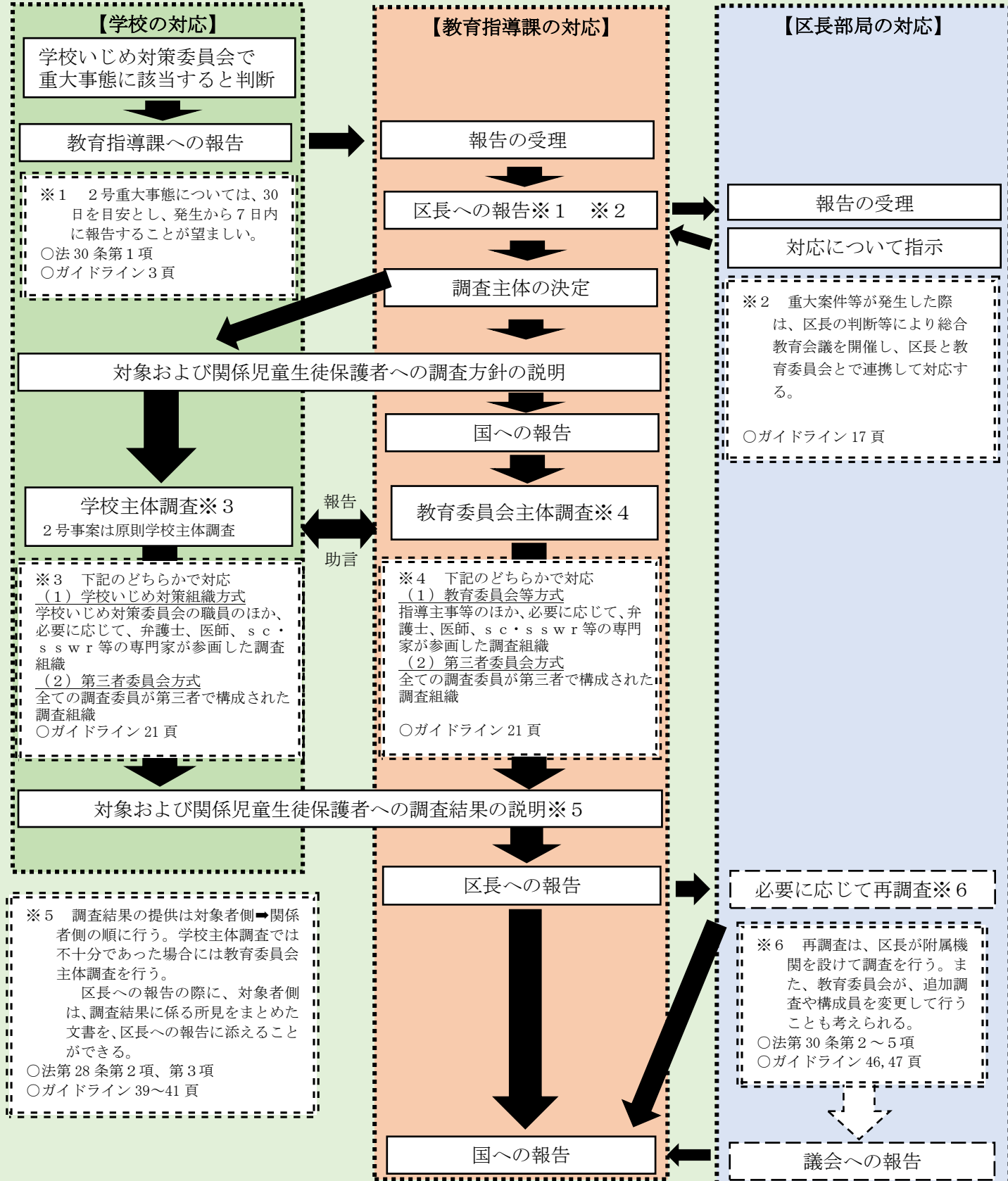
【方針（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置 iii）いじめに対する措置】

練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月改訂版）（以下ガイドライン）に基づき、重大事態発生時には以下のフローチャートに沿った対応を行う。

いじめ重大事態の定義※法第 28 条第 1 項

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



※最終的に被害保護者が調査結果に納得しなければ訴訟へと発展する可能性がある。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト (練馬区版)

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えについて、学校が対応すべき基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものです。
 ※いじめ重大事態が発生した際の対応については、国のチェックリストをご参照ください。



いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備えについて

チェックポイント	チェック
①年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、全ての教職員が、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
②重大事態が発生した場合は、校長がリーダーシップを発揮し、「学校いじめ対策委員会」を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担に従い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
③自校の学校いじめ防止基本方針を、年度の始めに児童・生徒、保護者、地域等に説明している。	☐
④「学校いじめ対策委員会」について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止および早期発見・早期対応に関する措置を行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと	☐
⑤校長のリーダーシップの下、生活指導主任等を中心として組織的な支援および指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付けている。	☐
⑥全ての教職員が、「学校いじめ対策委員会」が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを認識するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について理解を深める取組を行っている。	☐
⑦校内においていじめへの対応で判断に迷う場合等において、迅速に区教育委員会に相談等を行うようにしている。	☐
⑧「学校いじめ対策委員会」において会議を開催した際の記録や児童・生徒への支援および指導を行った際の記録を作成し、保存している。	☐
⑨日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校または区教育委員会において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理している。	☐
⑩様々な情報を効率的に記録し、保存するため、校内で統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みにしている。	☐
⑪重大な被害が疑われる場合や、欠席日数が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制にしている。	☐
⑫いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に周知している。	☐